平成２９年（フ）第６４２号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番５―906号
債務者　青木　崇宏
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４３９号
熊本市東区健軍３丁目13番18号　Ｍビル302号、前住所熊本県山鹿市鹿本町御宇田336番地グランボンドⅡ203
債務者　倉岡　広之
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５８号
岩手県一関市東五代16番12号　レオパレス町浦102
債務者　小野寺宏美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第６０号
岩手県一関市字散田39―２　ガーデンハイツ２―２、住民票上の住所岩手県一関市東五代10番13号　レオパレス東五代102
債務者　菅原　豊彦
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３６６号
愛知県西尾市亀沢町378番地　ソレアードＢ203号室
債務者　菊地ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地９（プレアール新津Ⅱ102号）
債務者　狩野　智子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３３２号
愛知県安城市浜富町４番地18　セリングデュオ101、前住所愛知県安城市古井町大久後51番地　レジデンス金蔵Ｂ―103
債務者　村井　遥香
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
愛知県豊田市柿本町５―61　リニューアル37　310号室、住民票上の住所愛知県稲沢市北市場町西玄野555番地１　シエルコート102
債務者　山本　陽介
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３８号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番13―710号
債務者　千田　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
新潟県長岡市巻島２丁目44番地１
債務者　北澤　　武
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山口県宇部市明神町２丁目３番11―102号
債務者　山本　恭平
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１８６５号
札幌市白石区北郷４条５丁目10番19号　ハイツドライ201号
債務者　渡邉　敏昭
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９４０号
北海道恵庭市柏木町２丁目６番17―12号
債務者　佐々木博典
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７１号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―818号
債務者　平井　一成
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７６号
北海道千歳市旭ケ丘２丁目３番８号
債務者　米澤瑠利子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７７号
北海道千歳市旭ケ丘２丁目３番８号
債務者　米澤　昌幸
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０００号
札幌市西区琴似２条３丁目２番43―401号
債務者　矢野　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部